

4 建築物等における色彩の基準

建築物や工作物の色彩は、地域の景観を構成する重要な要素である。色彩は、周辺の景観との関係において調和がとれたときに、初めて美しく見える。今日の東京の街並みは、表現の自由という御旗の下で、様々な色彩があふれている。原色に近い色使いが氾濫する繁華街に限らず、住宅地においても、周辺と不釣り合いな色彩の建築物や工作物が見られることがある。

成熟期を迎えた都市にふさわしい、風格や落ち着きの感じられる東京を実現するためには、建築物や工作物の色彩を適切に誘導し、周辺の景観との調和を図っていく必要がある。特に、景観形成に与える影響が大きい、一定規模以上の建築物等を対象に、以下の考え方に基づき外観の色彩に関する基準を定め、都市全体として落ち着きと視覚的に統一感のある街並みの形成を誘導する。

- ① 原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系で低彩度の色彩を基本とする。
- ② 水辺を生かした景観形成を図る地域や庭園周辺等の緑が景観の構成要素として重要な地域では、地域の景観特性を踏まえた基準を定め、色彩の誘導を図る。
- ③ 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、これを尊重する。

色彩の基準は、景観法第17条第1項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限とし、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」^{※1}を用い、別表2、別表3（「4 建築物等の色彩の基準」の末尾を参照。以下同じ。）のとおり定める。

また、この基準を解説した「東京都景観色彩ガイドライン」を別途、公表する。

なお、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

^{※1} マンセル表色系：アメリカの画家、美術教育家のA.H.マンセルが考案した表色系のこと。色の三属性である色相、明度、彩度を基に、それぞれ番号や記号で分類された色票を使い、物体の色と色票とを見比べて色を表現するのが特徴。日本では「三属性による色の表示方法」としてJIS(JISZ8721)で採用されている。

〔参考：色彩基準のイメージ〕

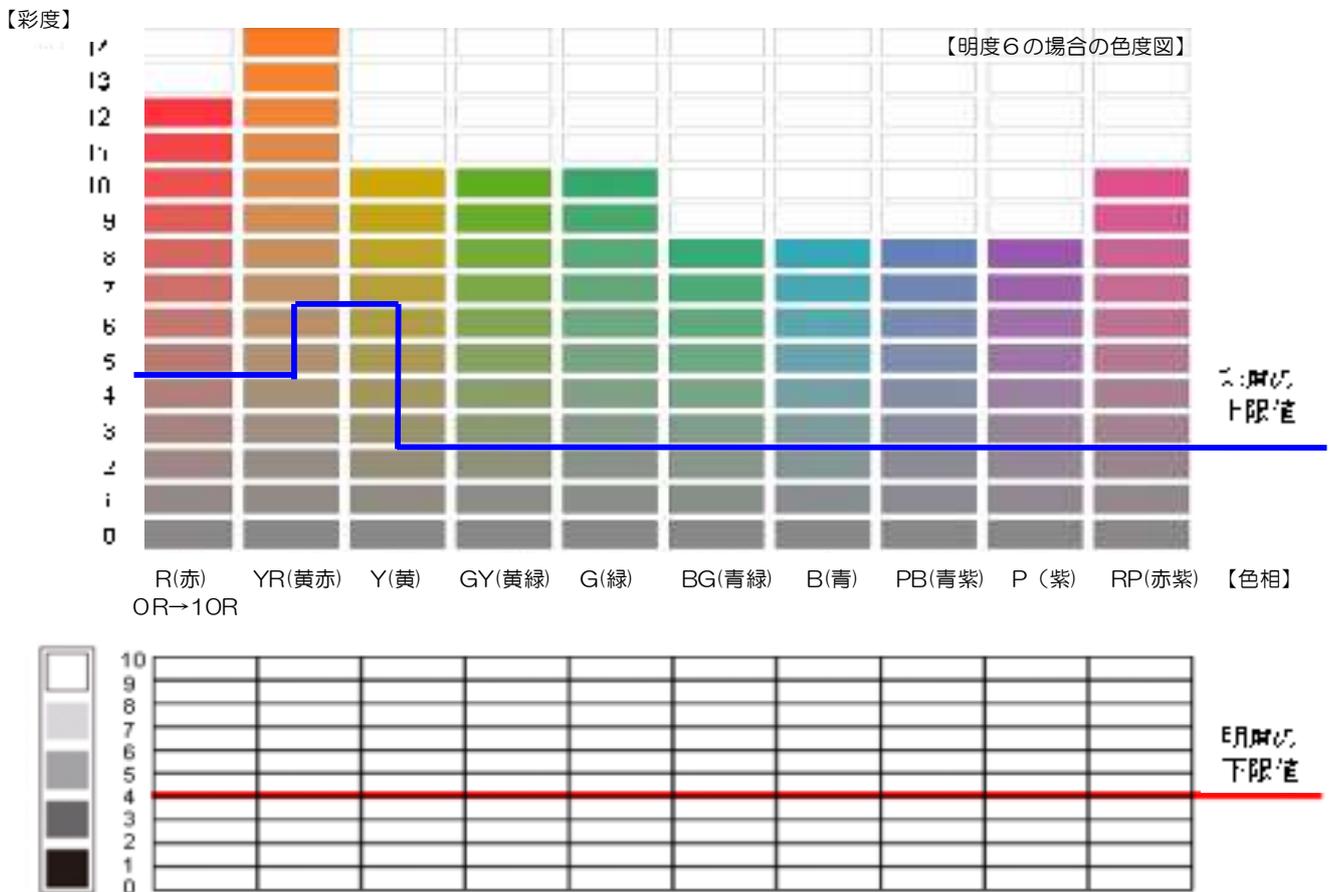
- 一般地域の外壁基本色（外壁の80%以上を使用する色）の基準マンセル値における基準（別表2より抜粋）

色相	明度	彩度
OR~4.9YR	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
5.0YR~5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	6 以下
その他	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下

なお、色彩の基準の詳細な解説は、別途定める「東京都景観色彩ガイドライン」による。



【基準をマンセル色度図^{*1}に置き換えた場合のイメージ】



注) 表現されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではない。

^{*1} マンセル色度図：色相、明度、彩度による三次元立体によって表される色の分布を、二次元平面に置き換えて座標化したもの。二次元表現では、〈色相—明度〉と〈色相—彩度〉の二つの図から成り、二つの点で一つの色彩を表す。

[小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区の色彩基準]

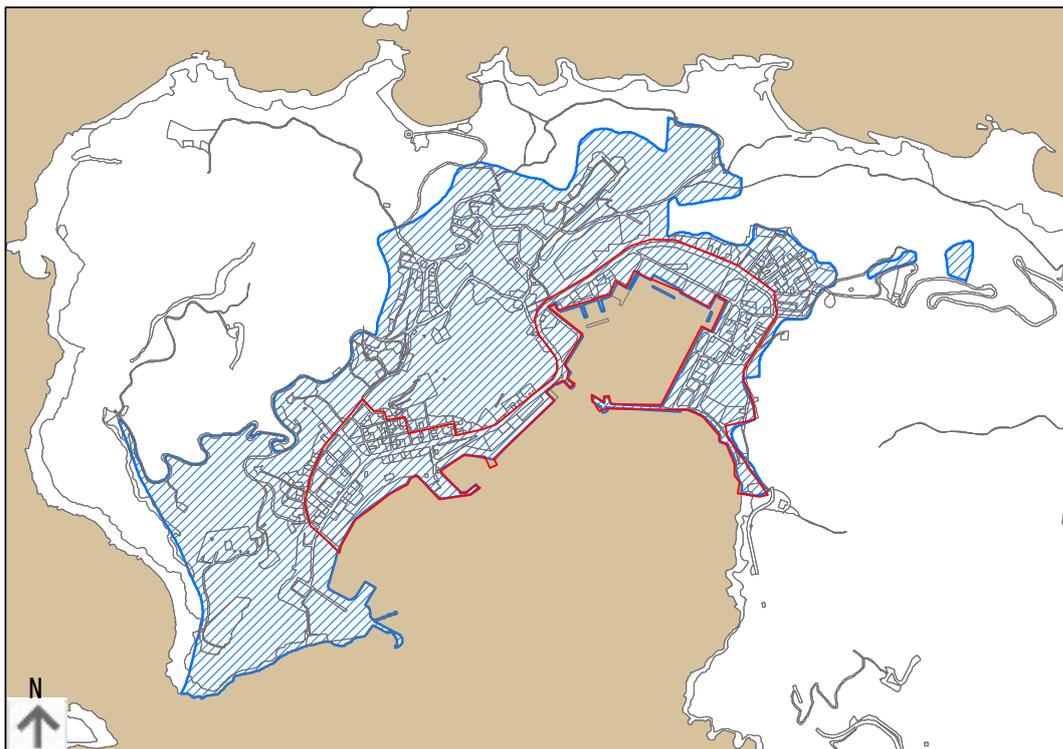
別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺の自然環境等と調和した色彩とする。

色彩基準の考え方：

小笠原まちなみ景観ガイドラインの考え方を尊重し、小笠原の樹木や草花と調和した色使いとすることを基本とする。色彩基準の設定に当たって、図表2-26に示すとおり、港隣接ゾーン及び山沿いゾーンを指定する。

- 港隣接ゾーン：港沿いの都道の内側、東町及び西町の一部を指定する。港周辺の明るい雰囲気や、街のにぎわいを創出するため、小笠原の珊瑚の砂浜の色を基調として、高明度、低彩度の色彩を外壁基本色として規定する。屋根色については、背景から突出せず、自然景観を引き立てるよう、小笠原ビロウ5葎6きの色を基調として、低明度及び低彩度の色彩とする。
- 山沿いゾーン：港隣接ゾーンを除く部分を指定し、背景の景観と調和し、小笠原の自然石の色となじむよう、明度を抑え、低彩度の色彩を外壁基本色として規定する。屋根色については、港隣接ゾーンと同様とする。

図表 2-26 色彩基準の適用区域（港隣接ゾーン、山沿いゾーン）



凡例	
	小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区
赤線の内側	港隣接ゾーン
赤線の外側	山沿いゾーン

※本図は、おおむねの区域を示したものである。

別表2 届出対象建築物等の色彩基準

		対象の概要		基準の適用部位・面積							
				外壁基本色（外壁各面の4/5はこの範囲から選択）			強調色（外壁各面の1/5以下で使用可能）				
				色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		
大規模建築物等 (景観条例による事前協議案件)	眺望4建築周辺	大規模建築物等の事前協議対象物件のうち、眺望対象建造物周辺（B・C区域）に立地し、眺望対象建造物の頭上に現出する建築物等	OYR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下	OYR～5.0Y	—	3以下			
				8.5以上の場合	1.5以下						
			その他	4以上	1以下	その他		1以下			
	文化財庭園等の周辺から約1kmの範囲	大規模建築物等の事前協議対象物件のうち、文化財庭園等の周辺1km圏に立地する建築物等	OYR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下	OYR～5.0Y	—	3以下			
				8.5以上の場合	1.5以下						
			その他	4以上	1以下	その他		1以下			
	水辺景観形成特別地区の範囲	大規模建築物等の事前協議対象物件のうち、水辺景観形成特別地区に立地する建築物等	OYR～5.0Y	6以上8.5未満の場合	3以下	OYR～5.0Y	—	3以下			
				8.5以上の場合	1.5以下						
			その他	6以上	1以下	その他		1以下			
	皇居周辺地域の景観誘導区域の範囲	大規模建築物等の事前協議対象物件のうち、皇居周辺地域の景観誘導区域に立地する建築物等	OYR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下	OYR～5.0Y	—	3以下			
				8.5以上の場合	1.5以下						
			その他	4以上	1以下	その他		1以下			
その他の区域（上記4区域以外の区域）	大規模建築物等の事前協議対象物件	OYR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下	OR～4.9YR	—	4以下				
			8.5以上の場合	1.5以下	5.0YR～5.0Y	—	6以下				
		その他	4以上	1以下	その他	—	2以下				
景観形成特別地区	文化財庭園等景観形成特別地区	文化財庭園等のおおむね100mから300m圏に立地する、高さ20m以上の建築物等	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下			
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下						
				8.5以上の場合	2以下						
	水辺景観形成特別地区	東京湾臨海部の中で特に重点的な取組が必要なエリアに立地し、高さ15m以上の建築物等（臨海基本軸の区域は延べ面積3,000㎡以上、隅田川基本軸の区域は延べ面積1,000㎡以上）	OR～4.9YR	6以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下			
			5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満の場合	4以下						
				8.5以上の場合	2以下						
		その他	6以上8.5未満の場合	2以下	その他	—	2以下				
			8.5以上の場合	1以下							
景観基本軸	臨海	臨海景観基本軸	高さ15m以上の建築物等	OR～4.9YR	6以上8.5未満の場合	4以下	—				
				5.0YR～5.0Y	6以上8.5未満の場合	4以下					
					8.5以上の場合	2以下					
	河川系	隅田川景観基本軸	高さ15m以上の建築物等	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下					
				5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	4以下					
		神田川景観基本軸	高さ15m以上の建築物等		その他	4以上8.5未満の場合			1以下		
	8.5以上の場合										
	緑地系	丘陵地景観基本軸	高さ10m以上の建築物等	OR～4.9YR	4以上8.5未満	4以下					
		玉川上水景観基本軸	高さ10m以上の建築物等	5.0YR～5.0Y		—					
国分寺崖線景観基本軸		高さ10m以上の建築物等	その他	1以下							
一般地域	一般地域	特別区では高さ60m以上の建築物等（市町村では高さ45m以上）	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	OR～4.9YR	—	4以下			
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下						
				8.5以上の場合	2以下						
			その他	4以上8.5未満の場合	2以下				その他	—	2以下
				8.5以上の場合	1以下						

(注) 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様とする。ただし、他の法令等で使用する色彩が決まっているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分を持たないものはこの限りでない。また、橋りょう等で都民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

(注) 色彩基準の詳細については、別途定める「東京都景観色彩ガイドライン」による。

(注) 区域が重複する場合は、全ての色彩基準を満たすこと。

アクセント色（外壁各面の1/20以下で使用可能）			屋根色（勾配屋根）			考え方	備考
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		
OR~4.9YR	—	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、眺望の主対象となる建築物の彩度を超えないものとする(国会議事堂の外壁、絵画館の外壁、迎賓館の屋根の彩度が3程度である。)。外壁のアクセントとして用いる色彩については、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩を用いるとともに、外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの色彩基準によらないことができる。
5.0YR~5.0Y	—	6以下					
その他	—	2以下					
OR~4.9YR	—	4以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度の半分程度を上限とする(夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度である。)。外壁のアクセントとして用いる色彩については、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩を用いるとともに、外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合には、これを尊重する。
5.0YR~5.0Y	—	6以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色とする。また、海辺の明るく開放的な景観を阻害しないよう、基本色について低明度色の使用を規制する(東京港の海水面の平均的な明度が6程度である。)。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。
OR~4.9YR	—	4以下					
5.0YR~5.0Y	—	6以下					
その他	—	2以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、皇居周辺の豊かな水と緑を生かした景観の形成を図るため、皇居周辺の緑の彩度の半分程度を上限とする(夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度である。)。外壁のアクセントとして用いる色彩については、落ち着きを感じられる中彩度までの色彩を用いるとともに、外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
OR~4.9YR	—	4以下					
5.0YR~5.0Y	—	6以下					
その他	—	2以下	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					
—	—	—	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。			外壁の大部分(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%)については、品格のある低彩度色(原則として、高さ10m又は3階以上の外壁面積の80%に使用する色)は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ち着きを感じられる中彩度までの色彩とする。外壁のアクセントとして用いる色彩については、規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建物中低層部で用いるようにする。	
5.0YR~5.0Y	—	4以下					
その他	—	2以下					

別表3 小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区の届出対象建築物等の色彩基準

	対象の概要		基準の適用部位・面積					
			外壁基本色（基準色）			外壁基本色（推奨色）		
			（外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択）					
立地	規模・要件（概要）	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	
景観形成特別地区	港隣接ゾーン	地下を除く階数≥3又は延べ面積≥300㎡の建築物	5.0YR~5.0Y	7以上	2以下	10YR~5.0Y	8以上	1以下
			【推奨例】 2.5Y 8.5 1 2.5Y 9 1 5.0Y 9 0.5 5.0Y 9 1 5.0Y 8 1 10YR 9 0.5					
	山沿いゾーン	地下を除く階数≥3又は延べ面積≥300㎡の建築物	5.0YR~5.0Y	5以上8以下	3以下※	5.0YR~5.0Y	5以上8以下	2以下※
			【推奨例】 （コース石の色） 10YR 7 1 10YR 6 1 2.5Y 7 1.5 2.5Y 7 2					
	山沿いゾーン	高さ>6mの煙突等、高さ>15mの鉄柱等、高さ>4mの装飾塔等、高さ>8mの物見塔等、高さ>10mの昇降機等、高さ>8mの製造施設等及び全ての構りよう等	5.0YR~5.0Y	2以上8.5以下	2以下	【推奨例】 （ダークグレー） 10YR 3 0.2 (0.5) （ダークブラウン） 10YR 2 1 （グレーベージュ） 10YR 6 1		
			【推奨例】 （ダークグレー） 10YR 3 0.2 (0.5) （ダークブラウン） 10YR 2 1 （グレーベージュ） 10YR 6 1					
	【参考】 自動販売機（届出対象外） 新設又は交換の際に基準への適合を誘導				【推奨例】 （外装基本色1：特に推奨） 10YR 7 1 （外装基本色1の場合の商品窓内部パネル） 10YR 8.5 0.5 （外装基本色2） 5.0Y 7.5 1.5 （外装基本色2の場合の商品窓内部パネル） 5.0Y 8.5 0.5			

（注）港隣接ゾーンにおいて、高さや規模の大きいもの又は一回の建築物等は、山沿いゾーンの基準に準じて背景との調和や海からの見え方に配慮した色彩とする。

（注）山沿いゾーンにおいて、港隣接ゾーンとの境界周辺では、周辺の建築物等と調和を図る必要がある場合、港隣接ゾーンの色彩基準を適用することができる。

（注）コンクリート、木材、石材等の自然素材を使用する場合で、周辺の自然環境等と調和する場合は、色彩基準を適用しない。

（注）公共事業については、推奨例による色彩を原則とする。

（注）港隣接ゾーンの外壁などの高明度のものを除き、できる限り無彩色を避ける。（※の部分）

（注）高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、色彩基準によらず、外壁基本色とみなす。

基準の適用部位・面積									考え方	
強調色			屋根色（基準色）			屋根色（推奨色）				
（外壁各面の1/5以下で使用可能）			（勾配屋根）							
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		
-			5.0YR~ 5.0Y	6以下	4以下 ※	5.0YR~ 5.0Y	3.5以上 6以下	2以下 ※	港隣接ゾーンでは、港周辺の雰囲気や観光地のにぎわいを創出するため、小笠原二見港周辺のイメージとなっている白を外壁基本色の基調とする。特に珊瑚の砂浜に近い色彩を推奨し、周辺の自然環境等と調和した街並みの形成を図る。 強調色を用いる場合は、外壁基本色の同色相で明度の低い色を用いることが望ましい。 屋根は、背景の山並みと調和するよう、明るさや鮮やかさを抑えた色彩とし、かつての街並みに見られ、今も点在する小笠原ピロウ葺きの色を基調とする。	
			その他		2以下					【推奨例】 10YR 4 1
					※					2.5Y 4 1
-			/			/			周辺の自然環境等と調和するよう、周囲の状況や工作物の表面積に応じて、できる限り推奨例の中から選択することとし、推奨例以外でも、彩度を抑えたものは基準の範囲内とする。	
-			5.0YR~ 5.0Y	6以下	4以下 ※	5.0YR~ 5.0Y	3.5以上 6以下	2以下 ※	背景の緑と調和し、小笠原特有の素材であるローズ石の色彩を外壁基本色の基調とする。 外壁の強調色は、各立面の20%以内で使用できることとする。 屋根は、背景の山並みと調和するよう、明度や彩度を抑えた色彩とし、かつての街並みに見られ、今も点在する小笠原ピロウ葺きの色を基調とする。	
			その他		2以下					【推奨例】 10YR 4 1
					※					2.5Y 4 1
-			/			/			周辺の自然環境等と調和するよう落ち着いた色彩とし、周囲の状況や工作物の表面積に応じて、できる限り推奨例の中から選択することとし、推奨例以外でも、彩度を抑えたものは基準の範囲内とする。	
/			/			/			自動販売機については、届出対象行為としないが、原色を避け観光地のイメージの維持・向上を図るため、色彩の誘導を図る。	

（注）自動販売機については、届出対象としない。

（注）その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

（注）ソーラーパネルを使用する場合は、屋根色と近似し一体的に見えるものとする。

（注）特定の区域において、地区計画等でルールを定めた場合は色彩基準を適用しない。